

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成18年4月17日
【事業年度】	第11期（自平成17年1月1日至平成17年12月31日）
【会社名】	株式会社 ディー・ディー・エス
【英訳名】	DDS, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三吉野 健滋
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目27番2号
【電話番号】	(052) 533 - 1110 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 藤浪 育夫
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目27番2号
【電話番号】	(052) 533 - 1110 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 藤浪 育夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成18年3月30日に提出いたしました第11期（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(前略)

- (5) 内部監査および監査役監査の組織、人員および手続、並びに内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携
内部監査および監査役監査の組織、人員および手続につきましては、以下のとおりです。

内部監査の組織、人員および手続について

内部監査につきましては少人数ではありますが、当社の内部統制上重要であるとの認識から専任担当者1名からなる内部監査室を設置しております。内部監査室は年間監査計画を作成し、それに基づき内部監査を部門毎に実施し、監査結果および改善点を当該部門に報告し、改善計画を受領し、改善進捗を管理しております。この一連のPDCサイクルにより内部統制の充実を図っております。

監査役監査の組織、人員および手続について

当社は監査役制度採用会社であります。監査役は常勤、非常勤監査役各1名の2名により監査役会を設置しております。監査の具体的な手続としましては、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の業務執行に対し質問を実施し、取締役の職務遂行が適法性を欠くおそれがある場合には必要な助言等を実施しております。

また、重要な決裁書類を閲覧し、各部門において業務および財産の状況を調査し、決算期においては会計帳簿の調査、計書類および附属明細書につき検討を加えた上で、監査報告書を作成するなどの職務を遂行しております。

内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携について

内部監査室は特に監査役との連携を密にし、週1回定期的に常勤監査役との会議をもち、特に年度監査計画(主として業務監査)の立案時において監査役と協議を行い監査実施後においては代表取締役等に監査報告を行うと同時に監査役から助言、指導を仰いでおります。

また、監査法人とは中間および期末監査時に内部監査室も同席し、監査法人からの指摘事項を内部監査の監査事項に反映させるよう連携を行い、かつ監査役会にも監査法人監査の結果を報告しています。

尚、当社は監査法人東海会計社に証券取引法に基づく会計監査を依頼しております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

- (5) 内部監査および監査役監査の組織、人員および手続、並びに内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携
内部監査および監査役監査の組織、人員および手続につきましては、以下のとおりです。

内部監査の組織、人員および手続について

内部監査につきましては少人数ではありますが、当社の内部統制上重要であるとの認識から専任担当者1名からなる内部監査室を設置しております。内部監査室は年間監査計画を作成し、それに基づき内部監査を部門毎に実施し、監査結果および改善点を当該部門に報告し、改善計画を受領し、改善進捗を管理しております。この一連のPDCサイクルにより内部統制の充実を図っております。

監査役監査の組織、人員および手続について

当社は監査役制度採用会社であります。監査役は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名により監査役会を設置しております。監査の具体的な手続としましては、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の業務執行に対し質問を実施し、取締役の職務遂行が適法性を欠くおそれがある場合には必要な助言等を実施しております。

また、重要な決裁書類を閲覧し、各部門において業務および財産の状況を調査し、決算期においては会計帳簿の調査、計算書類および附属明細書につき検討を加えた上で、監査報告書を作成するなどの職務を遂行しております。

内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携について

内部監査室は特に監査役との連携を密にし、週1回定期的に常勤監査役との会議をもち、特に年度監査計画(主として業務監査)の立案時において監査役と協議を行い監査実施後においては代表取締役に監査報告を行うと同時に監査役から助言、指導を仰いでおります。

また、監査法人とは中間および期末監査時に内部監査室も同席し、監査法人からの指摘事項を内部監査の監査事項に反映させるよう連携を行い、かつ監査役会にも監査法人監査の結果を報告しています。

尚、当社は監査法人東海会計社に証券取引法に基づく会計監査を依頼しております。

(後略)